

消費税率の引き上げに伴う臨時福祉給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人への影響を緩和するための制度として、昨年度に引き続き支給します。

申請期間:9月1日(火)~平成28年1月29日(金)

※この期間を過ぎると申請できません。

●対象

平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない人

※市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族、生活保護等を受けている人は対象となりません。

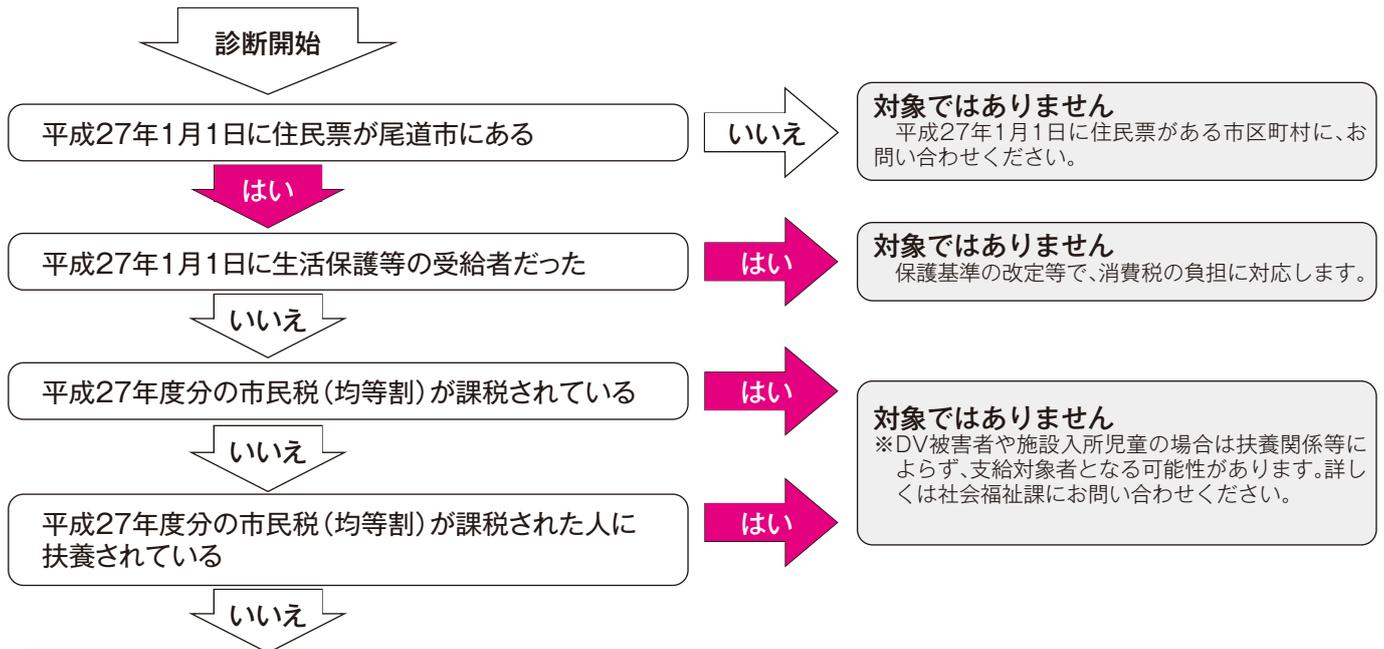
●支給額

1人につき 6,000円 ※今年度は、加算はありません。

※今年度は、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの要件にも該当する人については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

対象者診断チャート

※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。



臨時福祉給付金の支給対象者となる可能性があります。

◆扶養親族等の範囲については、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者です。

※8月下旬に対象と思われる人へ申請書を郵送します。

※支給対象になる可能性がある人で、申請書が9月下旬になっても届かない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先

●申請方法に関すること

コールセンター[☎0120-108-557 / 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)]※8月24日(月)から開設します。
社会福祉課(☎0848-37-3600)

●制度に関すること(厚生労働省)

厚生労働省専用ダイヤル[☎0570-037-192 / 9:00~18:00(土・日・祝日は除く)]



9月1日から「事前登録型本人通知制度」が始まります

住民票や戸籍の不正請求の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、その事実を登録した本人に通知する制度です。

①事前の登録

通知を希望する人は、事前に登録する

②第三者による戸籍等の取得

代理人や第三者が登録者の証明をとる

③登録者への通知

代理人や第三者に戸籍謄本や住民票を交付したことを本人に通知

受付場所 市民課、各支所

※事前登録申請の受付は8月17日(月)から開始。

対象 尾道市の住民基本台帳に記録されている人、戸籍に記載されている人(過去に記録・記載されていた人も含む)

通知する内容 交付年月日、交付した証明書の内容など

※交付請求者の住所・名前などを通知することはできません。

必要なもの 事前登録申請書、窓口に来る人の本人確認書類(代理人が手続きする場合は委任状が必要)

※詳しくは、お問い合わせください。

☎市民課(☎0848-38-9104)

マイナンバー制度の個人情報保護の仕組み

マイナンバー制度が始まります。

マイナンバー制度は以下のような個人情報保護措置を講じています。

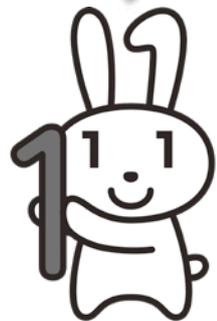
制度面

- ・法律に規定があるものを除いて、マイナンバーの収集・保管を禁止しています
- ・マイナンバーを収集する際には本人確認が義務付けられています
- ・第三者機関である特定個人情報保護委員会が、マイナンバーが適切に管理されているかを監視・監督します
- ・法律に違反した場合の罰則を従来に比べて強化しています

システム面

- ・個人情報は今までどおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します
- ・行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使いません
- ・システムにアクセスできる人を制限・管理し、通信する場合は暗号化します
- ・平成29年1月から「情報提供等記録開示システム」が稼働予定です(マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかを自分で確認することが可能になります)

マイナンバー(個人番号)は、日本国内の住民一人ひとりが持つ12桁の番号です



マイナンバー

☎【マイナンバー制度について】

マイナンバーコールセンター(☎0570-20-0178)[全国共通ナビダイヤル/9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)]

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意を!

「年金情報流出」に関して年金機構や年金事務所の職員などを名乗る電話がかかってきたら、迷わずにお電話ください。

☎日本年金機構専用窓口[コールセンター](☎0120-818211/受付8:30~21:00)

警察相談専用電話 #9110または最寄りの警察署

よい良い景観づくりのために

●台風シーズンです。屋外広告物(看板)の安全管理は大丈夫ですか

屋外広告物(看板)は、破損したり腐食したりしていると、大雨や強風等で落下、倒壊等の事故を引き起こすことがあります、非常に危険です。定期的に安全点検をし、不具合がある場合は速やかに補修、改修を行ってください。

また、屋外広告物を継続して設置する場合には、条例により、毎年許可申請とあわせて安全点検の報告が義務づけられています。公衆に対する危害を防止するため、ご理解とご協力をお願いします。詳しくはお問い合わせください。

☎関まちづくり推進課(☎0848-38-9223)

因島総合支所施設管理課(☎0845-26-6202)

瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2213)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

☎電話

FAX ファックス

✉電子メール

HP ホームページ

☑申込先

☎お問い合わせ先

清掃

~毎月1日は「門前清掃の日」です~

【旧尾道・御調・向島地区】 ☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)

【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)

【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

8月の「休日」のごみ持込受付(対象は家庭ごみです)

22日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
23日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは休日のごみの持込受付はありません。

分別を行って持ち込んでください。

シルバーウィークの「ごみ収集」(全域)

敬老の日 9月21日(月)	月・木曜が「もやせるごみ」の地域のみ収集※その他はお休みです。
国民の休日 9月22日(火)	火・金曜が「もやせるごみ」の地域のみ収集※その他はお休みです。
秋分の日 9月23日(水)	※収集はお休みです。

※シルバーウィークはごみの持込受付はありません。

不法投棄は犯罪です



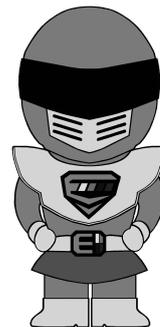
~不法投棄を、しない・させない・許さない街に~

■検挙された場合

●個人には、**5年以下の懲役**もしくは、**1,000万円以下の罰金**(またはこれを併科)

●法人には、**3億円以下の罰金**

山林や人目につきにくい場所への不法投棄が今も絶えず、環境の悪化・公衆衛生の阻害は大きな問題となっています。



美しい尾道の山が泣いています